P21008

「SBIR 推進プログラム」基本計画

スタートアップ支援部

1. 制度の目的・目標・内容

(1) 制度の目的

① 政策的な重要性

本事業は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（以下「活性化法」という。令和３年４月１日改正法施行）第 34 条の 11 第１項及び第２項の規定によって定められた、「指定補助金等の交付等に関する指針」（以下、「指針」という。）に基づき、多様化する社会課題の解決に貢献する研究開発型スタートアップ等(*1)の研究開発の促進及び成果の円滑な社会実装を目的として、内閣府が司令塔となって、省庁横断的に実施する「SBIR(Small/Startup Business Innovation Research)制度（以下「日本版 SBIR 制度」という。)」の一翼を担うものである。

日本版 SBIR 制度は、第６期科学技術・イノベーション基本計画（2021 年３月 26 日閣議決定）における「価値共創型の新たな産業を創出する基盤となるイノベーション・エコシステムの形成」、「様々な社会課題を解決するための研究開発・社会実装の推進と総合知の活用」、「未来投資戦略 2018」(2018 年６月閣議決定)における「国の機関が有する具体的ニーズに照らして公共調達における研究開発型中小・ベンチャー企業の活用を促進する取組を拡充する」、成長戦略実行計画(2020 年７月閣議決定)における「オープン・イノベーションの推進」などの各政策に基づき、革新的な研究開発を行う研究開発型スタートアップ等に対する指定補助金等指定補助金等の交付等を実施することとされている。また、政府がとりまとめた「スタートアップ育成５か年計画」（令和４年 11 月 28 日）において、SBIR 制度について、支援の抜本拡充を図ることが示された。

日本版 SBIR 制度における指定補助金等は、指針に示されている。関係府省庁等（指定補助金等を実施する府省庁及び独立行政法人等をいう。以下同じ。）は、この指針に基づき、我が国の政策課題の解決に資する研究開発課題を設定し、多段階選抜方式を取り入れ、必要に応じて、関係府省庁等の間で連携して事業を実施する。

なお、関係府省庁等が実施する研究開発課題や研究開発フェーズは、年度毎に、関係省庁連絡会議で合意のうえ、内閣府ガバニングボードにより最終決定される。

*1：活性化法第２条第 14 項に規定する中小企業者又は事業を営んでいない個人（研究者等）であって、研究開発成果の事業化を目指すもののうち、その研究開発が革新的であると認められるもの。

② 我が国の状況

我が国では、後述するアメリカ合衆国の「Small Business Innovation Research（以下、「SBIR」という。)」を参考に、1998 年から、中小企業技術革新制度（以下、「旧 SBIR 制度」という。）により、 中小企業者等の国の研究開発事業への参加機会の増大と、その研究開発成果の事業化を省庁横断的に支援してきた。しかしながら、総合科学技術・イノベーション会議・基本計画専門調査会の下に設置された制度課題ワ

ーキンググループの取りまとめ（2019 年 11 月）において、旧 SBIR 制度では、成長企業の創出やイノベーションの創出には十分に機能していない状況にあることや、旧 SBIR 制度の支援先企業と非支援先企業の売上額等変化の比較分析において、アメリカ合衆国は支援先企業の方が明確に売上を伸ばしているのに対し、日本ではむしろ支援先企業の方が、売上が低下している等の結果が示された。

このような背景を受け、旧 SBIR 制度の課題を改善し、より実効的な制度とすべく、活性化法の改正により同制度の抜本強化が図られた（2021 年 4 月）。

③　アメリカ合衆国におけるスタートアップ企業支援の状況

日本版 SBIR 制度のモデルとなったアメリカ合衆国の「SBIR」は、1982 年に開始されたスタートアップ企業育成プログラムである。a)技術革新を促すこと、b)中小企業の能力を活用して連邦政府の研究開発ニーズを満たすこと、c)マイノリティや障害者の技術革新の参加を促すこと、d)連邦政府の研究開発成果の商業化を促進させることを目的として、連邦政府機関のうち、NASA(航空宇宙局)、DoD(国防省)、NIH(国立衛生研究所)などの複数機関が実施しており、最終製品を政府が買い取るとともに、民間市場への転用が促進されている。

④　本事業のねらい

日本版 SBIR 制度では、a)スタートアップ等による研究開発とその成果の事業化を支援し、それによって我が国のイノベーション創出を促進すること、b)革新的な技術を社会に実装していくことで我が国が直面する様々な社会課題を解決に導くことを目的としている。これらの制度目的を達成するため、本事業では、社会課題の解決に資する革新的な新技術開発を支援するとともに、概念実証（PoC）や実現可能性調査（F/S）といった研究開発初期フェーズの支援及び多段階選抜方式を導入した継続支援を、本事業の中で実施する「一気通貫型」、或いは、関係府省庁等で実施する事業へ接続する「連結型」の２つの方法で実施する。

(2)　制度の目標

①　アウトプット目標

内閣府ガバニングボードにより決定される研究開発課題と合致する研究を実施する研究開発型スタートアップ等を選定し、研究開発を支援する。

本事業において、フェーズ 1 として採択され、事業を終了した者のうち、半数以上が、関係府省庁が実施する事業も含めた、フェーズ 2 へ移行することを目指す。また、NEDO でフェーズ１を実施し、フェーズ２に移行した事業者の事業終了後５年後での実用化率を 30%以上とする

②　アウトカム目標

本事業における研究開発成果が、民間研究開発投資を誘発することを目指す。

③　アウトカム目標達成に向けての取組

ア．ステージゲート審査を活用した段階的な審査方法を導入し、優れた研究開発テーマを継続的に支援する。

イ．技術・事業化の専門家によるビジネスプラン策定支援や、政府調達への参加に関する助言等、必要に応じたアドバイザリー支援を実施する。

ウ．必要に応じて、展示会やビジネスマッチング等の、事業化へ結びつけるためのサポートを行い、また、研究開発成果の社会実装に向けた取り組みの方向性を調査する。

(3)　制度の内容

①　制度の概要

本事業では、年度毎に、内閣府ガバニングボードにより決定される研究開発課題について、フェーズ１からフェーズ２の研究開発を実施する（詳細は、2．制度の実施方式を参照）。

日本版 SBIR 制度指定補助金等における研究開発課題は、国等の調達ニーズに基づくもの（調達ニーズ型）と政策課題に基づくもの（社会課題型）の 2 つに大別される。このうち前者は、公共サービスの高度化・効率化等を目的に革新的な技術の政府調達を目指すもの、後者は重要な政策課題を解決するために革新的な技術の社会実装を目指すものとして整理されている。また、日本版 SBIR 制度指定補助金等では、スタートアップ等の開発の段階に応じた三段階（フェーズ１～３）の支援を想定しているが、本事業を含む指定補助金等はこのうちフェーズ１とフェーズ２に該当する。本事業を含む、日本版 SBIR 制度における複数段階支援の全体像を以下の図に示す。

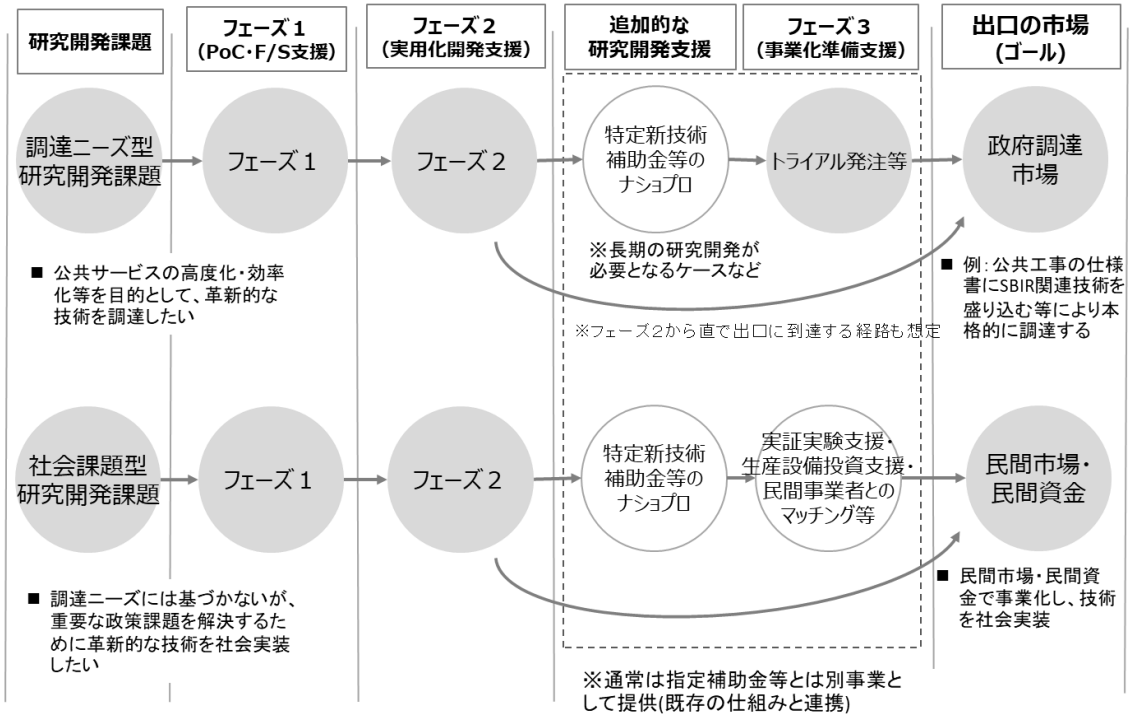

②　対象事業者

本事業は、NEDO が、単独ないし複数の原則本邦のスタートアップ等の研究機関から公募によって研究開発実施者を選定し、実施する。詳細は公募要領で定める。

③　調査事業及び伴走支援等

研究開発成果の社会実装に向けた取り組みの方向性や研究開発動向の調査、採択者に向けた各種専門家の派遣等の伴走支援を、必要に応じて実施する。

2．制度の実施方式

(1) 制度の実施体制

本事業は、年度毎に、内閣府ガバニングボードにより決定される研究開発課題について、フェーズ１からフェーズ２の研究開発段階を、「一気通貫型」と、「連結型」の２つの方式で実施する。事業スキームの概略図を以下に示す。

NEDOが実施する研究開発課題及び研究開発フェーズの詳細は、各公募要領で定める。

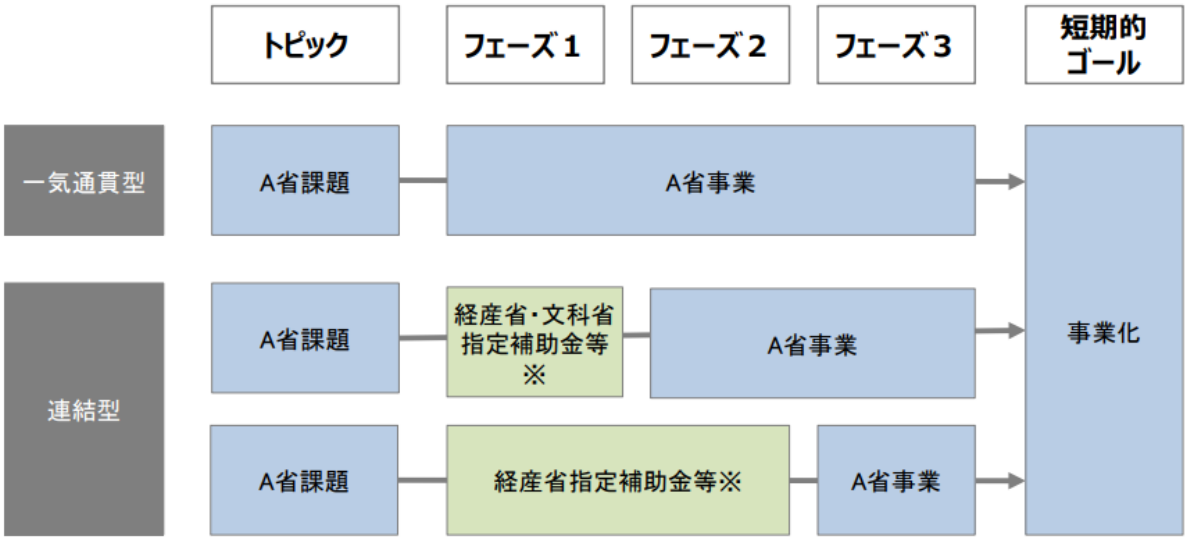

※PRISM　新SBIR制度加速事業の場合

①　フェーズ１（助成事業）

公募要領に示された研究開発課題について、スタートアップ等が概念実証、フィージビリティ・スタディを実施する。

１テーマあたりの規模：原則として20百万円以下（NEDO負担率：100%）

実施期間：原則として１年間以内

②　フェーズ２（助成事業）

公募要領に示された研究開発課題について、概念実証やフィージビリティ・スタディを完了しているスタートアップ等が、実用化に向けた研究開発を実施する。

１テーマあたりの規模：原則として75百万円以下(NEDO負担額50百万円以下)

助成率：２／３

実施期間：原則として２年間以内

(2) 制度の運営管理

制度の管理・執行に責任を有するNEDOは、経済産業省、内閣府をはじめとした関係府省庁等及び研究開発実施者と密接な関係を維持しつつ、日本版SBIR制度の目的及び本事業の目標に照らして適切な運営管理を実施する。具体的には以下の事項について運営管理を実施する。

①研究開発テーマの公募・採択

ア．ホームページ等のメディアの最大限の活用等により公募を実施する。公募に際しては、NEDOのホームページ上に、原則、公募開始の1ヶ月前（緊急的に必要なものであって事前の周知が不可能な場合を除く。）には公募に係る事前の周知を行

う。また、地方の提案者の利便性にも配慮し、地方での公募説明会や WEB 会議システムを利用した公募説明会を積極的に開催する。

イ．NEDO外部からの幅広い分野の優れた専門家・有識者の意見の参画による、客観的な審査基準に基づく公正な選定を行う。

ウ．公募締切から原則70 日以内での採択決定を目標とし、事務の合理化・迅速化を計る。

エ．選定結果については、採択者名、テーマの名称等を公表する。

オ．不採択候補者に対する理由の通知を行う。

カ．必要に応じ、年間複数回の採択を実施する。

②研究開発テーマの評価

NEDO及び関係府省庁等は、技術的及び政策的観点から、研究開発の意義、目標達成度、事業化の実現可能性、将来の産業への波及効果等について、必要に応じて外部有識者による厳正な評価を適時適切に実施し、事業実施に反映するものとする。特に、中間時点でのステージゲート審査結果等 が一定水準に満たない案件については、原則として中止する。

なお、評価の実施時期については、当該技術シーズに係る技術動向、政策動向や当該事業化の進捗状況等に応じて、前倒しする等、適宜見直しを行うものとする。

3．制度の実施期間

2021 年度から実施

4．制度評価に関する事項

内閣府が、指定補助金等の交付等に関する指針に基づき、実施する。

5．その他の重要事項

(1) 研究開発成果の取扱い

得られた研究開発成果については、NEDO、実施者とも普及に努めるものとする。

(2) 制度基本計画の変更

NEDO は、社会・経済的状況、内外の研究開発動向、政策動向、施策の変更、評価結果、事業費の確保状況、当該事業の進捗状況等に留意し、指定補助金等の交付等に関する指針に基づき、制度内容、実施方式等、制度基本計画の見直しを弾力的に行うものとする。

(3) 根拠法

本事業は、国立研究開発法人新エネルギー･産業技術総合開発機構法（平成 14 年法律　第 145 号）第 15 条第 3 号、第 8 号、第 9 号及び第 12 号に基づき実施する。

6．基本計画の改訂履歴(1) 2021 年 7 月　制定

(2) 2022 年 3 月　指定補助金等の交付等に関する指針に基づき、1．制度の目的・目標・内容、2．制度の実施方式を修正

(3) 2022 年 10 月　指定補助金等の交付等に関する指針に基づき、4．制度評価に関する事項、5．その他の重要事項を修正

(4) 2023 年 3 月　スタートアップ育成５か年計画等に基づき、上限額等を修正
(5) 2024 年 1 月　指定補助金等の交付等に関する指針に基づき、2．制度の実施方式、5．その他の重要事項を修正
(6) 2024 年 7 月　組織改編に伴い部署名を修正